

職員番号	
任用形態	
任用期間	

年金加入期間等報告書

ふりがな					
組合員氏名			所属機関名		
生年月日	昭和・平成	年	月	日	
			基礎年金番号		
年金加入期間	年金制度	資格取得日	資格喪失日	勤務先等	備考
	ア 国民年金 イ 厚生年金(一般) ウ 厚年(国共済) エ 厚年(地共済) オ 厚年(私学共済) カ その他	昭和・平成・令和 年 月 日	昭和・平成・令和 年 月 日		
	ア 国民年金 イ 厚生年金(一般) ウ 厚年(国共済) エ 厚年(地共済) オ 厚年(私学共済) カ その他	昭和・平成・令和 年 月 日	昭和・平成・令和 年 月 日		
	ア 国民年金 イ 厚生年金(一般) ウ 厚年(国共済) エ 厚年(地共済) オ 厚年(私学共済) カ その他	昭和・平成・令和 年 月 日	昭和・平成・令和 年 月 日		
	ア 国民年金 イ 厚生年金(一般) ウ 厚年(国共済) エ 厚年(地共済) オ 厚年(私学共済) カ その他	昭和・平成・令和 年 月 日	昭和・平成・令和 年 月 日		
	ア 国民年金 イ 厚生年金(一般) ウ 厚年(国共済) エ 厚年(地共済) オ 厚年(私学共済) カ その他	昭和・平成・令和 年 月 日	昭和・平成・令和 年 月 日		
	ア 国民年金 イ 厚生年金(一般) ウ 厚年(国共済) エ 厚年(地共済) オ 厚年(私学共済) カ その他	昭和・平成・令和 年 月 日	昭和・平成・令和 年 月 日		
	ア 国民年金 イ 厚生年金(一般) ウ 厚年(国共済) エ 厚年(地共済) オ 厚年(私学共済) カ その他	昭和・平成・令和 年 月 日	昭和・平成・令和 年 月 日		
離婚時みなし被保険者期間	昭和・平成・令和 年 月 日	昭和・平成・令和 年 月 日			
被扶養配偶者みなし被保険者期間	昭和・平成・令和 年 月 日	昭和・平成・令和 年 月 日			
年金未加入期間	昭和・平成・令和 年 月 日	昭和・平成・令和 年 月 日			
	昭和・平成・令和 年 月 日	昭和・平成・令和 年 月 日			
	昭和・平成・令和 年 月 日	昭和・平成・令和 年 月 日			
私の年金加入期間等について、上記のとおり報告します。 公立学校共済組合 山梨支部長 殿 令和 年 月 日 行 ー 組合員住所 氏名					

【記入にあたっての注意点】

- 1 「年金加入期間」欄には、公立学校共済組合の組合員となるまでの年金制度の加入期間等について、制度の種類ごと、かつ、履歴順に次により記入してください。
 - (1) 「年金制度」欄は、該当する年金制度に○印を付してください。

なお、旧農林漁業団体職員共済組合法、旧公共企業体職員等共済組合法の適用を受けていた期間については、「カ その他」に○印を付し、これらの法令の名称を「備考」欄に記入してください。
 - (2) 国民年金の第1号被保険者期間がある場合は、「勤務先等」欄に、「学生」「自営業」「無職」などのように記入してください。[下記参考2-①]
 - (3) 国民年金の第3号被保険者期間がある場合は、「勤務先等」欄に「被扶養配偶者」と記入してください。[下記参考2-③]
- 2 出向等により退職することなく他の地方公共団体の職員となった場合には、その出向等の翌日が、新しい勤務先の「資格取得日」となり、その同じ日付が、前の勤務先の「資格喪失日」となります。
- 3 「離婚時みなし被保険者期間」欄には、離婚により地共済（又は国共済）厚生年金被保険者期間とみなされる期間を記入してください。

また、「被扶養配偶者みなし被保険者期間」欄には、被扶養配偶者であった期間が離婚により地共済（又は国共済）厚生年金被保険者期間とみなされる期間を記入してください。
- 4 「年金未加入期間等」欄には、20歳以上の期間のうち年金未加入期間又は国民年金の未納期間がある場合に、その期間の始期を「資格取得日」欄に、終期を「資格喪失日」に記入してください。

また、「勤務先等」欄には、例えば「学生」「自営業」「無職」等と記入してください。

参考

- 1 **厚生年金の被保険者**は、次の4種類に区分されています。

平成27年10月前の共済組合の組合員であった期間は、②から④までの該当するものとして記入してください。

 - ①一般厚生年金被保険者 …次の②から④までに該当しない厚生年金保険の被保険者が該当します。

表面のイに該当
 - ②国共済厚生年金被保険者 …国家公務員共済組合の組合員が該当します。表面のウに該当
 - ③地共済厚生年金被保険者 …地方公務員共済組合の一般組合員が該当します。表面のエに該当
 - ④私学共済厚生年金被保険者 …私立学校教職員共済組合制度の加入者が該当します。表面のオに該当
- 2 **国民年金の被保険者**は、次の3種類に区分されています。
 - ①第1号被保険者
日本国内に住所のある20歳以上60歳未満の人で、次の②③に該当しない方が該当します。
 - ②第2号被保険者
厚生年金保険の被保険者が該当します。
 - ③第3号被保険者
第2号被保険者に扶養されている配偶者で、20歳以上60歳未満の人が該当します。